

令和2年度9月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年9月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所 大会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄
7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一
10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂
13番 大館 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀
16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号5番 糟谷裕義委員、8番 鈴木浩之委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は874平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。

地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島四丁目及び糎谷の5筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は5筆合わせて6,040平方メートルです。受人、渡人等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は賃貸借権の設定です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 何を栽培する予定ですか。

事務局： イチゴの栽培を予定しています。他市でも農地法第3条の規定による貸借権の設定をしていますが、すべてイチゴの栽培をしています。

議長： 他に質問等ありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番と2番は関連しますので併せて御説明します。所在地は北野三丁目です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて448平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は農業用施設です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け農業用施設を建築するものです。

申請番号3番、所在地は大字松郷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は999平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自動車修理工場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け自動車修理工場を建築するものです。

以上の3件です。

議長：申請番号1番、2番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：それでは、申請番号1番及び2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番、2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番及び2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番及び2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野新町一丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて306平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字下富字柳野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は424平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号3番、所在地は三ヶ島一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は658平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け自動車車両置場を増設するものです。

以上の3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

- 議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて5,440平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,765平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は2,081平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島四丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,371平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年11月1日から令和5年10月31日までの3年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,922平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間です。

以上の5件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見を申し上げます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見を申し上げます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

委員： 申請番号1番と2番は受人が同一ですが、権利の種類は賃貸借と使用貸借
と違って、どの様な理由でしょうか。

事務局： 賃貸借か使用貸借かについては、渡人の意向によることが大きいと思われ
ます。受人と渡人の協議により決まったものです。

議長： 他に質問等ありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見を申し上げます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見を申し上げます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

6 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、1件の証明をしました。

「報告事項6 農地法第3条の規定による許可の取消願について」は、2件の届出がありました。

「報告事項7 農地法施行規則該当届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。